4—2　公園・緑地等の整備方針

■　基本的な考え方

本市固有の自然環境や長岡宮跡などの歴史・文化資源を活かしながら、ゆとりとうるおいのある都市空間を形成していくため、「向日市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備など都市緑化を推進するとともに、向日丘陵などの既存緑地の保全並びに有効活用を図ります。

■　整備方針

①　都市公園などの整備

「向日市緑の基本計画」に基づき、街区公園等の整備を進めるとともに、防災機能を有した公園整備も進めます。

森本東部地区及び阪急洛西口駅西側地区における地区計画等を活用した新たなまちづくりにおいては、街区公園などのオープンスペースを配置します。また、日常生活圏における市民の交流や憩いの場となる公園及びポケットパークの整備を推進します。

②　市街地における緑地の保全

道路や公共公益施設などの緑化を推進するとともに、地区計画や生垣の設置奨励などの手法により、市民と事業所、行政が一体となって、都市緑化を推進します。

また、都市における貴重な緑地である農地については、生産緑地及び特定生産緑地制度の活用促進や、市民農園、観光農園など市民が気軽に緑とふれあえる場としての活用を検討し、緑地の保全に努めます。

③　向日丘陵等の緑の保全

本市の緑のシンボルとなっている向日丘陵を市民の緑の財産として保全・活用するため、向日丘陵の保全整備の手法を検討し、市民との協働事業として取り組みます。また、はり湖池周辺については、史跡である五塚原古墳の整備と合わせて公園としての活用を検討します。

市街化調整区域の農地については、都市近郊における農業の置かれている状況や地権者の意向を踏まえながら、営農環境の保全に努め、緑の確保を図ります。

④　協働による緑化の推進

緑化ポスター展や緑化園芸教室などの緑にかかるイベントを実施するほか、市民向けの緑化に関する広報活動などを通じて市民の緑化に関する意識の高揚を図り、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

また、市民に身近な公園については、市民との協働による管理運営に取り組みます。

⑤　緑化重点地区における緑地の配置と緑化の推進

「向日市緑の基本計画」において緑化重点地区と位置づけられたエリアについては、市民の生活に身近な緑地の確保及び公共公益施設などに関する緑化を重点的に推進します。

４－３　下水道の整備方針

■　基本的な考え方

快適で住み良い生活環境を形成し、水質汚濁など環境悪化を防止するとともに円滑に雨水を処理するため、都市の基盤となる下水道整備を推進します。

■　整備方針

①　公共下水道の整備

公共下水道（汚水）については、昭和 49 年から下水道事業に着手し、以降鋭意整備の推進に努め、整備が完了していることから、施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行います。

公共下水道（雨水）については、京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）との整合を図りつつ、局地化、激甚化する降雨にも対応するため、雨水幹線整備を進めるとともに、既存小規模排水路の改善等により、さらなる浸水安全度の向上に努めます。

■向日市公共下水道雨水排水基本計画図

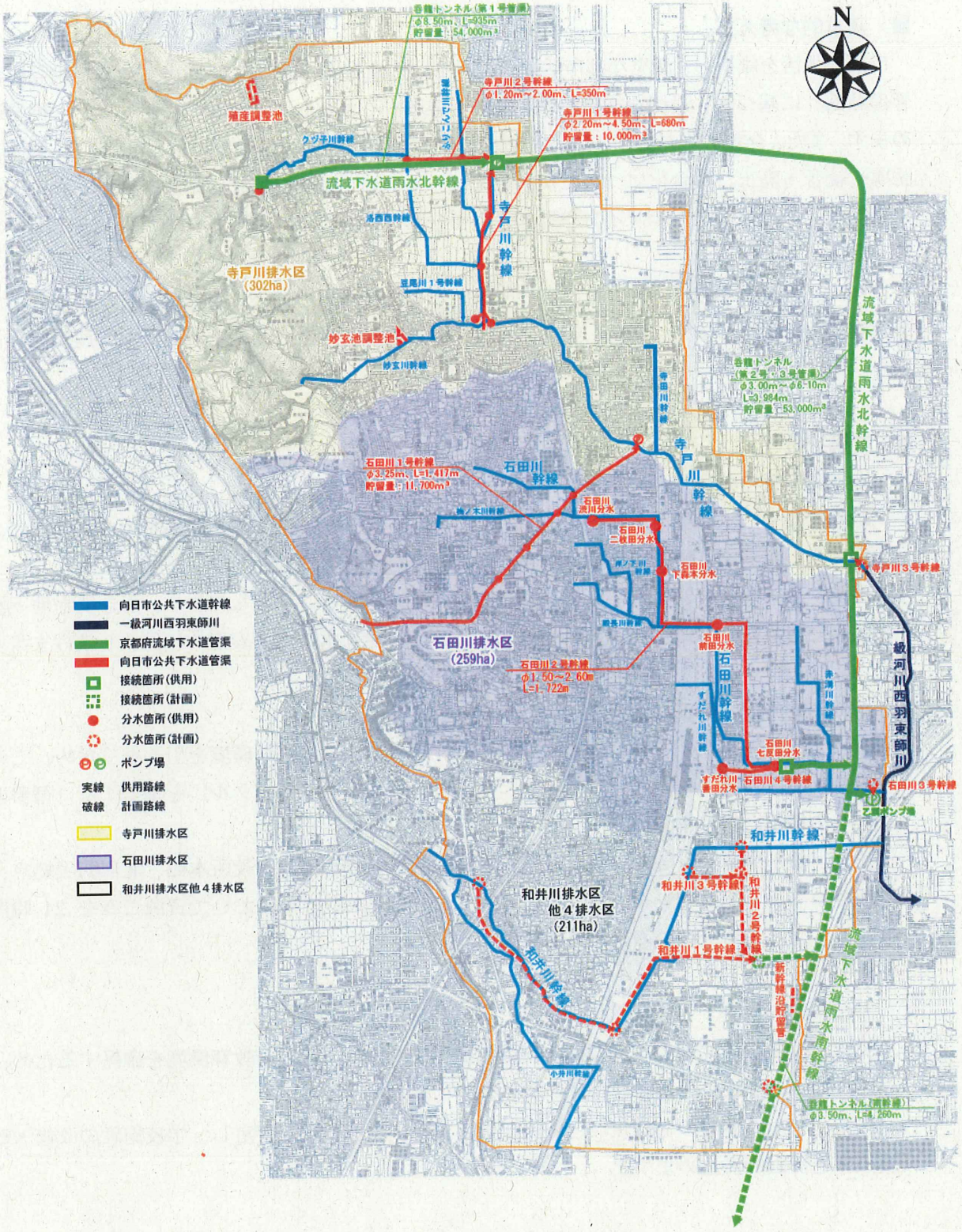

４－４　その他公共施設の整備方針

■　基本的な考え方

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理・整備を推進するとともに、施設のバリアフリー化を進めます。また、今後の人口動向による利用状況の変化や老朽化の進行等に応じて、適宜、整備・誘導や統合・廃止、複合化について検討を行い、効率的で適切な施設の配置を目指します。その際には、ユニバーサルデザインや省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

さらに、市役所本館については、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新たな施設整備を推進します。また、安全で良質な水の供給やごみ関連施設の適正な管理に努めます。

■　整備方針

①　上水道施設の充実

給配水管や浄水場など、水道施設の老朽化に対して、計画的に改良・整備を行うとともに、地震に強い水道を目指して、水道施設の耐震化の向上に努めます。

また、地下水と府営水道による２つの水源の維持を図ることとしており、引き続き地下水の保全に努めることにより、将来にわたって安心・安全な水道水を安定的に供給し続けます。

②　ごみ関連施設の適正な管理

市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、次の世代に良好な環境を引き継ぐため、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」の構築に努めます。

また、分別ステーションの適正な維持管理を行うとともに、市役所本館、北部防災拠点、鶏冠井コミュニティセンター及び上植野コミュニティセンターにおいて資源ごみを 24 時間回収し、さらなる分別の徹底に努めます。

③　学校施設の充実

児童・生徒数の変動や教育課程の変更に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、学校施設（留守家庭児童会含む）の整備を図ります。

また、各学校施設の老朽化などの状況を踏まえ、個別計画を策定し、学校施設の改修・改築工事を計画的に進めます。

④　社会教育・市民文化施設の充実

「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理・整備に努めます。

社会教育施設相互の連携に努め、生涯学習施策の総合的な推進に努めるとともに、多目的グラウンドの整備検討など社会教育施設等の充実を図ります。

市民会館・中央公民館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成30年3月策定、同年8月改訂）」に基づき、新しい市役所庁舎と併せて整備します。

⑤　保健・福祉関連施設の充実

保育所については、園児数の変化など、保育需要の動向を踏まえながら小規模保育所等の誘致を検討するとともに、安心・安全な保育施設の整備に努めます。

保健センターについては、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化による建替えも含め今後の在り方について検討していきます。また、併設されている子育てセンター「すこやか」及び、ファミリーサポートセンターと相互に連携し内容の充実を図ります。

健康増進施設「ゆめパレアむこう」については、民間活力の活用によるサービスの向上を図ります。

介護保険施設については、「向日市高齢者福祉計画」及び「向日市介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の確保を推進します。

⑥　市役所新庁舎の整備

市役所本館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成30年8月改訂）」に基づき、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新たな施設を整備します。

また、整備にあたっては、建物（外皮）性能の向上と省エネルギー設備機器の導入により温室効果ガスを効果的に削減します。また、再生可能エネルギー設備を導入することで、災害時においても事業継続可能な防災拠点としての機能維持を図ります。

⑦　人にやさしい福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある人が快適に利用できる公共施設や道路などの整備を進め、人にやさしいバリアフリーのまちづくりを促進します。

５　都市環境の整備方針

５－１　都市景観の整備方針

■　基本的な考え方

本市は、コンパクトな市域の中に、史跡乙訓古墳群や長岡宮跡、向日丘陵の竹林などの歴史・文化資源をはじめ、西国街道の歴史的なまちなみや街路樹と調和した住宅地など、多様な特性を有しています。

これら本市特有の地域資源に根差した景観を保全するため、向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、歴史・文化資源の整備・活用や地域との協働によるまち並み景観の形成を図ります。

■　整備方針

①　歴史・文化資源の整備と活用

向日市歴史的風致維持向上計画や都市再生整備計画などの関連計画に基づき、史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群、向日丘陵の竹林（竹の径）など、市内に数多く所在する歴史・文化資源の保全・整備を図るとともに、休憩施設の整備等、市民や来訪者がふれることができるよう活用の促進を図ります。

また、整備した石畳調の歩道やトイレ、拡張した大極殿公園をはじめ、市内に数多く所在する歴史・文化資源等を活かしながら、市民自らが歴史・文化資源や緑にふれることができるネットワークの形成を図ります。

②　緑地景観の保全

竹林やため池、古墳群などの歴史・文化資源が調和した景観が形成されている向日丘陵や、都市においてうるおいやオープンスペースの役割を担う田園については、本市における貴重な緑地景観として保全に努めます。

③　地域性を活かした市街地景観の形成

地区計画制度の活用等、地域と協働しながら、長岡京跡や西国街道、地域の街路樹などの地域資源を活かした景観形成や、にぎわいの創出、うるおいの確保など各地区の特性に応じた市街地景観の形成を図ります。

■重要文化財等及び歴史的風致の分布図

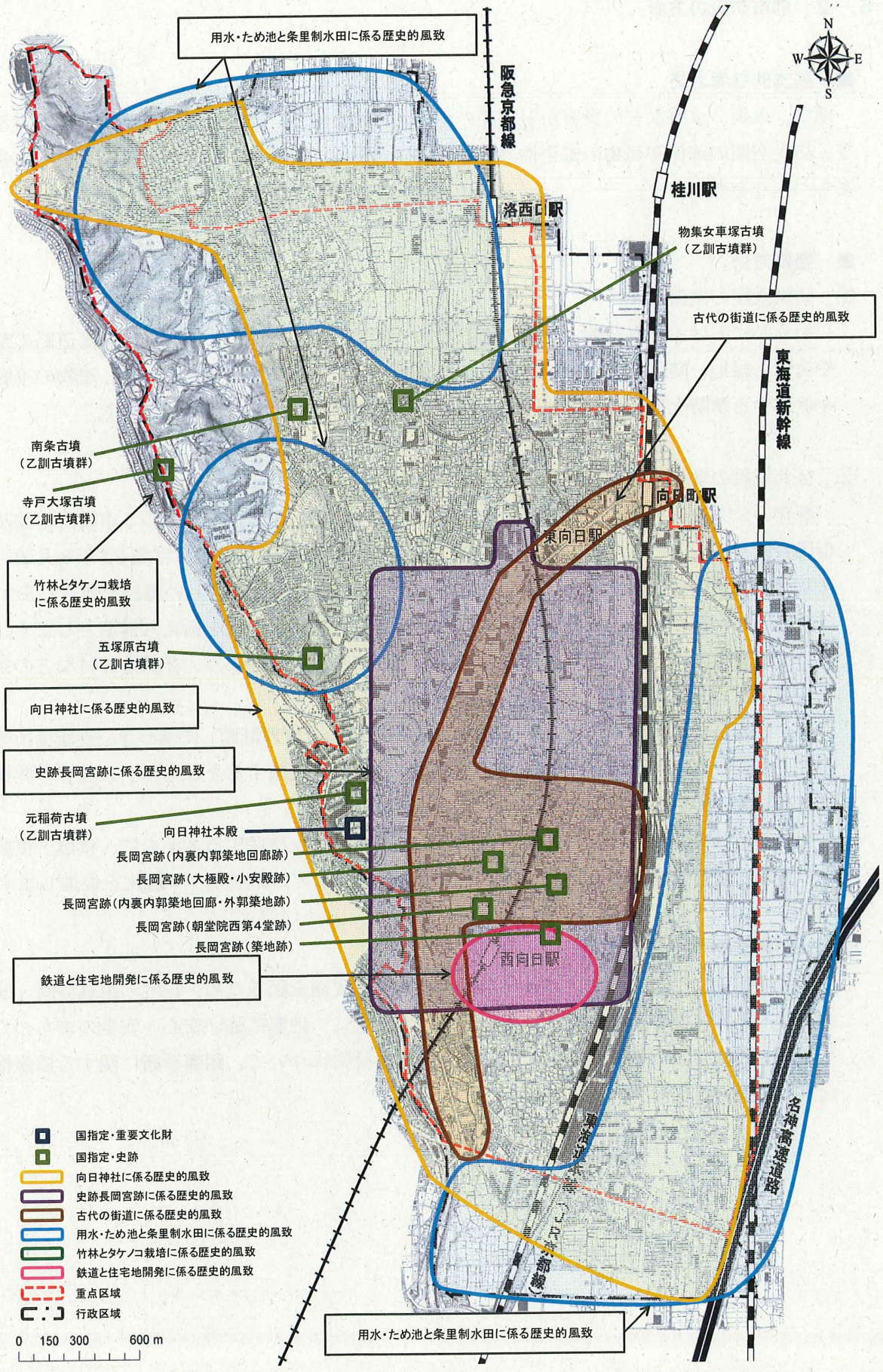

５－２　都市防災の方針

■　基本的な考え方

地震、火災、水害などの災害から市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしが営めるよう、防災空間の確保や建物の安全性の確保、防災意識の向上など、様々な角度から災害に強いまちづくりを進めます。

■　整備方針

①　防災空間の確保

街なかにおける防災空間の充実を図るため、延焼遮断帯の機能を持つ都市計画道路の整備や公園、緑地、防災協力農地等のオープンスペースの確保に努めます。また、建物の不燃化を促進する準防火地域の指定などによる延焼遮断空間の確保を進めていきます。

②　公共施設の安全性の確保

既存の公共施設のうち、現在の耐震基準を下回り、老朽化も進行している市役所本館及び市民会館・中央公民館については、「新庁舎及び市民会館整備基本計画（平成30年８月改訂）」に基づき、市役所機能と市民会館・中央公民館機能を複合化した新しい施設を建設します。

この新しい施設は、災害応急対策の拠点として十分な耐震性能を備えた構造とします。また、地震発生時における天井材の落下や什器などの転倒が無いよう、非構造部材などの対策を十分に行い、業務を継続できるようにします。

その他の公共施設については、「向日市公共施設等総合管理計画」に基づき、避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に耐震化を実施するとともに、天井等の非構造部材や設備についても地震発生時の安全対策を推進します。

また、道路等施設構造物の整備の際は、十分な耐震性を確保するとともに、救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路については、沿道建築物などの耐震化・不燃化を促進します。

③　民間建築物の安全性の向上

民間の建物について、法令に基づく耐震性確保の促進を図るため、住宅の耐震診断・改修の支援や防災に関する情報提供などを進めるとともに、地震に強い安心・安全のまちづくりを推進する観点から緊急性や公共性を伴う特定建築物について、耐震診断に関する情報提供などの支援を行います。

④　浸水対策の推進

京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）との整合を図りつつ、本市公共下水道雨水対策事業による雨水幹線及び貯留施設の整備を推進するとともに、小規模排水路の改修や浚渫などによる浸水対策を進めます。

また、下流域にあたる西羽束師川改修計画の早期実現と淀川や桂川の流下能力向上対策を関係機関に要請します。

その他、開発事業による雨水流出量の増加対策として、向日市まちづくり条例他、関係する条例等に基づき、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。

また、雨水の貯留による流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留タンクの普及を推進します。

浸水対策を進める一方で、供用中の雨水管渠、調節池などについては、継続して適正な維持管理に努めます。

⑤　市民の防災意識の高揚

避難訓練の実施や災害に関する広報活動、出前講座、児童・生徒を対象とした出前授業等により、防災意識の高揚を図り、円滑な初期消火や緊急時の避難・救援等、自助・共助の体制づくりを促進します。

また、自主防災組織の育成・確立や消防団活動の充実を図ります。

第５章　主な整備構想等（重点プロジェクト）

「主な整備構想等（重点プロジェクト）」は、本計画の期間において重点的に取り組むことで、向日市の価値を高め、課題の解決に寄与すると考えられる事業、取組を位置付けるものです。

近年、桂川洛西口新市街地の整備に伴い子育て層を中心に転入者が増加し、人口が増加している本市ですが、さらなる定住魅力を求め市外へと転出する人口に変化はないことから、中長期的には人口が減少するとともに、さらなる高齢化の進展が予測されます。

このため、将来的には税収が減少する一方で社会保障費が増大し、必要な公共サービスが提供できなくなるといった負のスパイラルに陥ることが懸念され、将来にわたってまちの持続性を確保していくことが大きな課題となっています。

この課題を解決していくには、定住人口の確保と税収の源となる活力の創出を併せて図っていく必要があります。そのため、本市への定住者を確保するために「暮らす」視点から都市の魅力と安全性・快適性を高めていくプロジェクトと、「創る」視点から都市の活力となる新たな産業や雇用の場の創出につながるプロジェクトを設定します。

■「暮らす」視点

暮らしの魅力を向上させるために、市の顔となる駅周辺の拠点性を強化していくとともに、地域資源の活用に向けた拠点整備などを図ります。

また、子どもからお年寄りまで全ての人々が住み続けたいと思ってもらえる居住環境を提供するために、安全・快適な生活が送れるような都市基盤を形成します。

■「創る」視点

住宅が建ち並び、利用できる土地が限られている本市においては、市街化調整区域などの低未利用地を活用し、都市の活力となる産業や雇用の場など、新たな活力の創出を図ります。

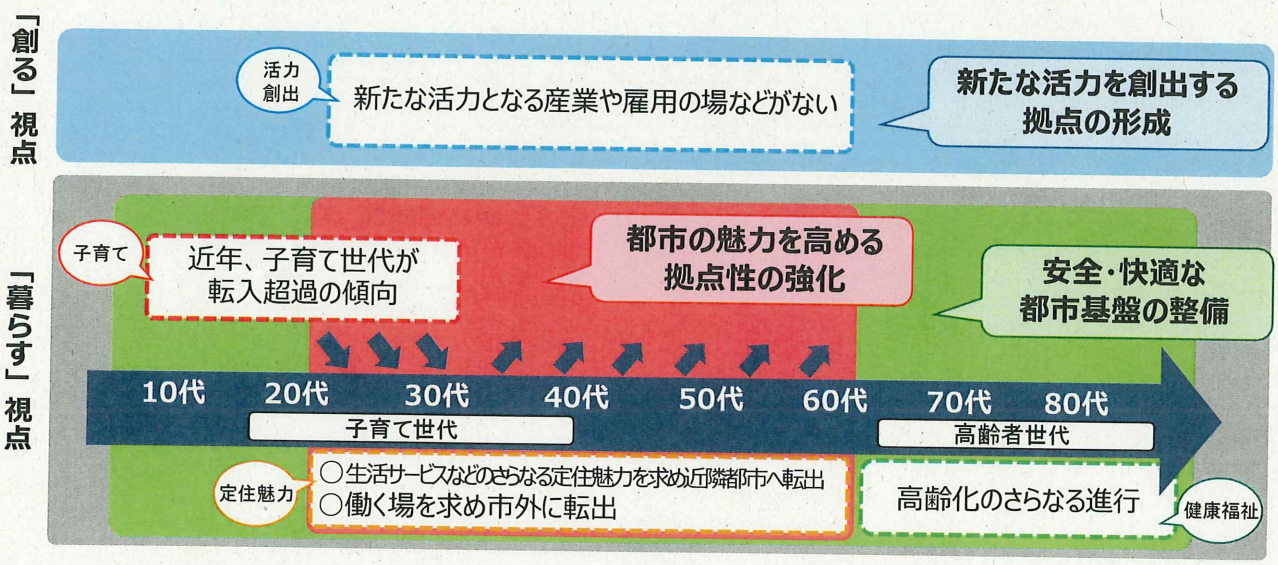

1　都市の魅力を高める拠点性の強化

本市は、京都や大阪といった大都市への交通利便性に優れており、特に、ＪＲ向日町駅と阪急東向日駅は、市の玄関口として交通及び都市機能等の面で中心的な役割を担っている鉄道駅です。これらの鉄道駅周辺を中心に、拠点性やにぎわいを強化することで、都市としての魅力を高めていきます。

また、本市は、様々な歴史・文化資源を有しており、それらを最大限に活用することで、向日市ならではの魅力を高めていきます。

（１）ＪＲ向日町駅周辺整備

ＪＲ向日町駅については、市の玄関口にふさわしい機能の強化・集積を目指し、東西自由通路や駅前広場、アクセス道路等の整備に加え、駅ビル建設など、市街地再開発事業等による駅東口周辺整備を推進します。

【関連する施策・事業等】

○ＪＲ向日町駅周辺整備事業

（２）阪急東向日駅周辺整備

阪急東向日駅周辺は、都市生活を支える商業施設や公共施設が集積しており、市の玄関口としてにぎわいの創出を図っていく必要のある鉄道駅です。駅周辺では、阪急京都線連続立体交差の調査が進められたことから、それらの事業とも連携しながら、周辺の基盤整備や拠点性の強化方策について検討を行います。

【関連する施策・事業等】

○阪急東向日駅周辺整備事業

○阪急京都線連続立体交差事業化に向けた検討

（３）歴史・文化資源の活用・整備

向日市ならではの魅力を高めるため、本市固有の資産である長岡宮跡や古墳群などの歴史・文化資源を、市民や来訪者が知り気軽にふれることができる環境の整備を進めます。

【関連する施策・事業等】

○古墳等歴史資産を活用した公園緑地整備

○古民家を活用した拠点の整備

○観光軸の「竹の径」における休憩所の整備

２　安全・快適な都市基盤整備

暮らしの魅力を高めていくには、市民だけでなく、来訪者にとっても安全で快適さを感じる都市基盤を整えていくことが重要となります。交通環境の安全性・快適性を高める都市計画道路の整備や懸念される災害への対策に寄与する施設整備など、重要となる都市基盤の整備を進めます。

（１）都市計画道路の整備

ＪＲ向日町駅へのアクセス道路となる都市計画道路牛ケ瀬勝竜寺線や、本市の重要な南北軸であり災害時の緊急輸送路に指定されている都市計画道路御陵山崎線など、市内の主要な道路交通機能、防災機能等を担う都市計画道路の整備を推進します。

【関連する施策・事業等】

○都市計画道路牛ケ瀬勝竜寺線の整備（京都市境～都市計画道路伏見向日町線）

○都市計画道路御陵山崎線の整備（市道第２０７１号線～市道００５２号線）

（２）阪急京都線の連続立体交差化

市内での踏切事故や渋滞の解消、また、阪急東向日駅周辺の拠点性強化を図り、都市の安全性及び利便性を高めるため、阪急京都線の連続立体交差化に向けた調査・検討を推進します。

【関連する施策・事業等】

○阪急京都線連続立体交差事業化に向けた検討

（３）防災施設の整備

災害に対する都市の安全性を高めるため、京都府桂川右岸流域下水道雨水対策事業（いろは呑龍トンネル）と連携し、効果的に本市の公共下水道雨水対策事業を推進します。

また、災害時における避難待機場所としての機能を備えた多目的グラウンドの整備に向け取組を進めます。

【関連する施策・事業等】

○浸水対策下水道和井川１号幹線整備の推進

○浸水対策下水道小規模排水路の改善

○多目的グラウンドの整備

3　新たな活力を創出する拠点の形成

税収の源となる産業や雇用の場など、市の新たな活力の創出を図るため、森本東部地区及び阪急洛西口駅西地区における新たなまちづくりを支援し、それぞれの地域にふさわしい産業系土地利用の促進を図ります。

（1）森本東部地区土地区画整理事業

森本東部地区については、土地区画整理事業による道路、公園緑地などの都市基盤の整備や森本東部地区地区計画による産業施設の立地誘導、営農環境の保全など、計画的なまちづくりを進め新たな産業拠点の形成を図ります。

【関連する施策・事業等】

○森本東部地区土地区画整理事業

○都市計画道路牛ケ瀬勝竜寺線の整備（京都市境～都市計画道路伏見向日町線）

（2）阪急洛西口駅西地区の新たなまちづくり

阪急洛西口駅西地区については、土地区画整理事業による道路、公園緑地などの都市基盤の整備や地区計画による宿泊・商業・業務施設等の立地誘導など計画的なまちづくりを進め、鉄道駅に隣接する地域特性を活かした新たなにぎわい拠点の形成を図ります。

【関連する施策・事業等】

○阪急洛西口駅西地区まちづくり計画の策定

○阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業

■主な整備構想等（重点プロジェクト）図

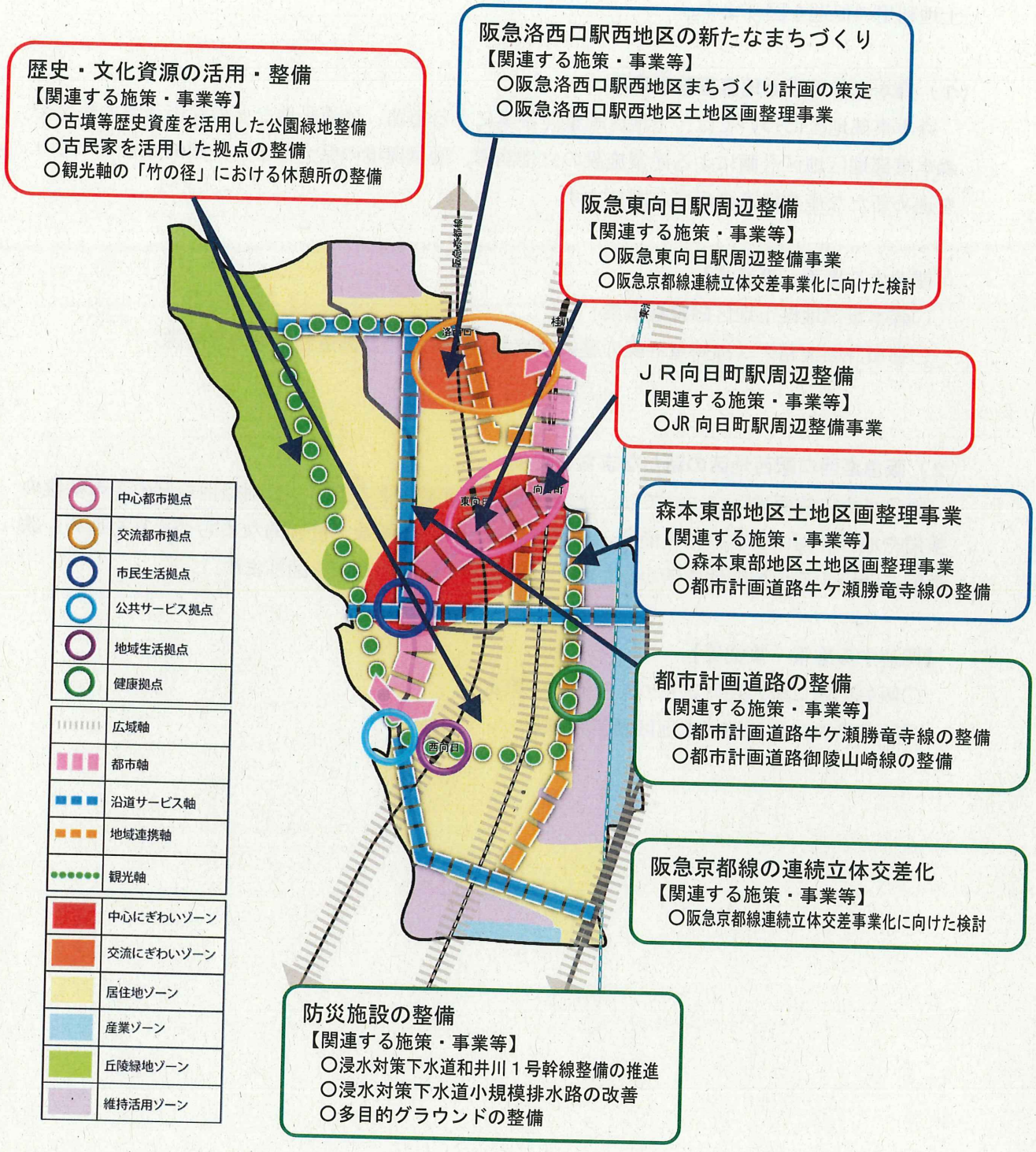

第６章　立地適正化計画制度の活用

都市計画マスタープランの実現性を高めるため、都市再生特別措置法により制度化された「立地適正化計画」制度について、本市の特性を踏まえ、暮らしの場である既成市街地において、まちの顔として人を呼び込みにぎわいを創出する場と安全・快適に居住できる場を計画的に誘導する手法として活用します。

【参考】立地適正化計画制度とは（概要）

○　国において創設された「立地適正化計画」制度は、人口減少社会の到来に対応した「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づいて、居住機能（住宅）や都市機能（福祉、商業等）の適正な立地誘導を図るものです。

○　立地適正化計画制度の活用にあたっては、将来の人口減少を見据え、一定の人口密度を維持するために居住を誘導する区域（以下、「居住誘導区域」という）、また、都市生活に必要な都市機能（福祉、商業等）を確保する区域（以下、「都市機能誘導区域」という）を定める必要があります。

○　「都市機能誘導区域」内で、市町村が定める誘導施設を整備する場合は、金融支援や税制上の特例措置を受けることができる仕組みがあります。

○　「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」の外の区域で、誘導施設の整備や一定規模の住宅開発（３戸以上等）をする場合は事前の届出が必要になります。

■区域設定のイメージ

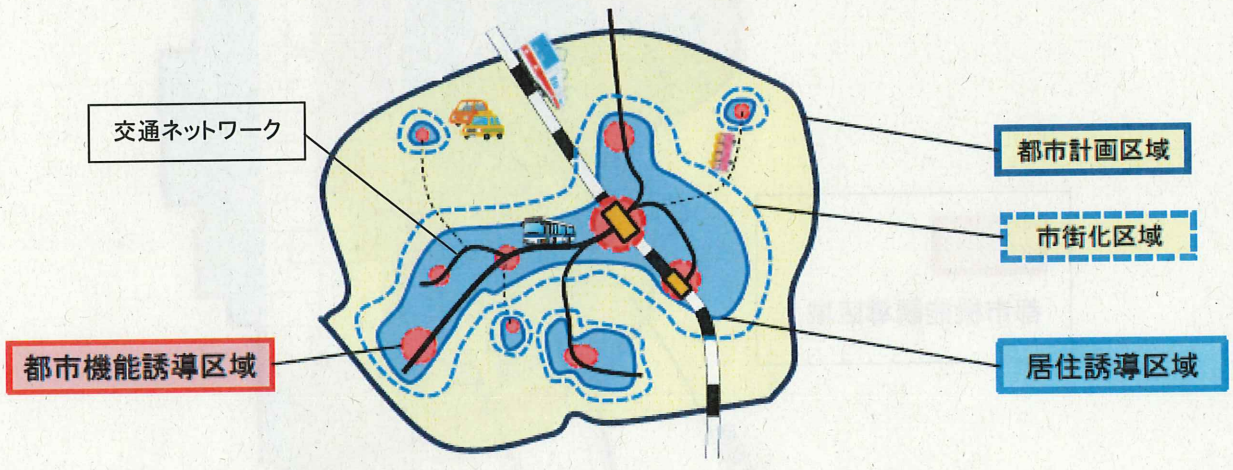

1　都市機能誘導区域

「中心にぎわいゾーン」及び「交流にぎわいゾーン」において、にぎわい創出に寄与する公共公益施設等の確保を図るため、施設整備にあたって金融支援や税制上の特例措置などが受けられる「都市機能誘導区域」を定めます。

【都市機能誘導区域】

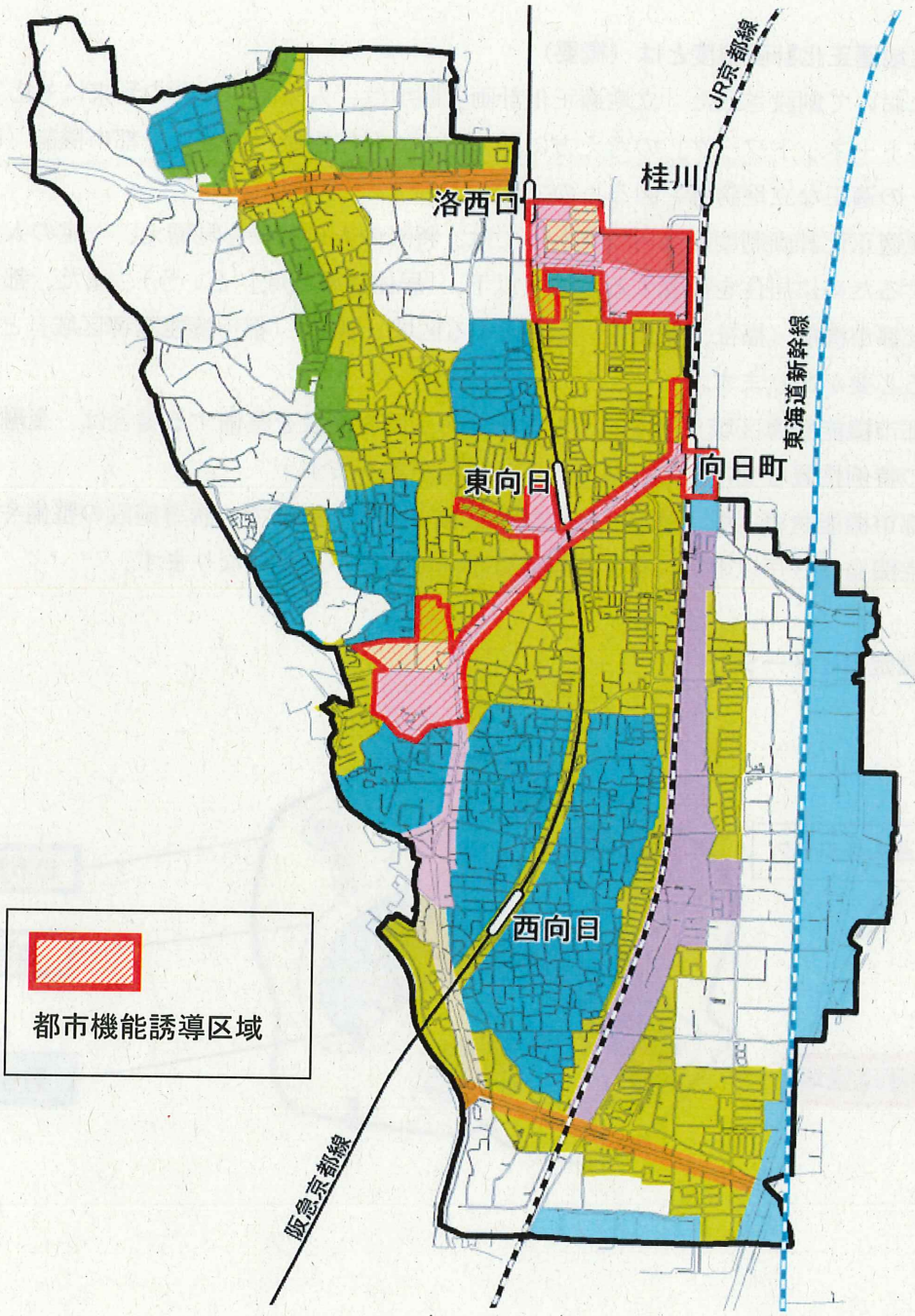

※基図は用途地域図を使用

【誘導施設】

種　別	誘導施設	詳　細
子育て	保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する施設
	小規模保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う施設
	事業所内保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業を行う施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条 6 項に規定する施設
	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する事業を行う施設
	病児病後児保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する事業を行う施設
健康福祉	保健センター	母子保健法第 12 条第 1 項に規定する健康診査を行う施設
医　療	診療所	診療科目に内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する
商　業	商業施設	店舗面積 1,000 ㎡以上の施設（共同店舗、複合施設等含む）※店舗面積の定義は大規模小売店舗立地法による

2　居住誘導区域

激甚化する水害等の災害に備えるとともに、住宅や工場の混在を防ぎ良好な居住環境の確保を目指し、「市街化区域」のうち、次に定める区域を除く区域を「居住誘導区域」とします。

○土砂災害特別警戒区域
○向日市防災マップ（令和元年度版）の「小畑川ハザードマップ」において浸水深「1.0～3.0m未満」以上の区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域、「桂川ハザードマップ」において浸水深「1.0～3.0m未満」以上の区域
○東海道新幹線及び国道１７１号線を含む工業地域
○ＪＲ西日本吹田総合車両所京都支所（旧向日町操車場）敷地

【居住誘導区域】

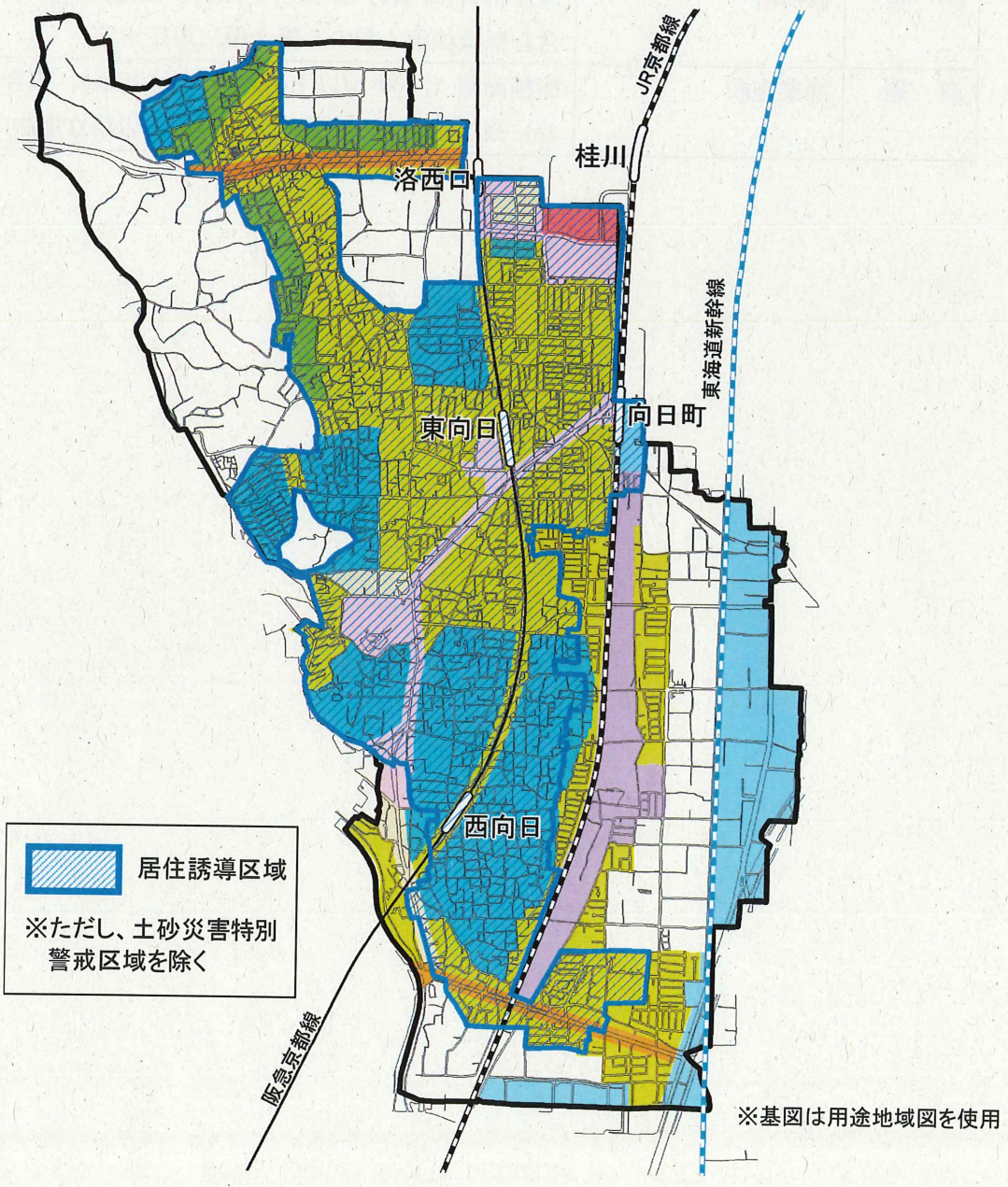

3　届出制度

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づき、都市機能誘導区域の外又は居住誘導区域の外で一定の開発行為等を行う場合、及び都市機能誘導区域の内で誘導施設を休止等する場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、向日市への届出が必要となります。

■　届出が必要となる行為

都市機能誘導区域	都市機能誘導区域の外で、都市再生特別措置法に基づいて本市が定める誘導施設の建築等を行おうとする次の行為	
	開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
	建築行為	○誘導施設を有する建築物の新築 ○建築物を改築し、又は用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

※都市機能誘導区域の内において、誘導施設の建築等をする場合、金融支援や税制上の特例措置が受けられる可能性があります。一方、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、別途、届出が必要となります。

居住誘導区域	居住誘導区域の外で、一定規模以上の住宅の建築等を行おうとする次の行為	
	開発行為	○３戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 ○住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	建築行為	○３戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、又は用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

第７章　マスタープランの推進方策

１　市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

これからのまちづくりは、人口減少や少子高齢社会が進展する中でも、地域の価値や魅力、活力を高め、住みよい都市、選ばれる都市となるため、地域の課題や資源を知り、地域に愛着を持つ市民、そして民間事業者、行政が協働し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが必要となります。

施設が集積しており、市の玄関口としてにぎわいの創出を図っていく必要のある鉄道駅です「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

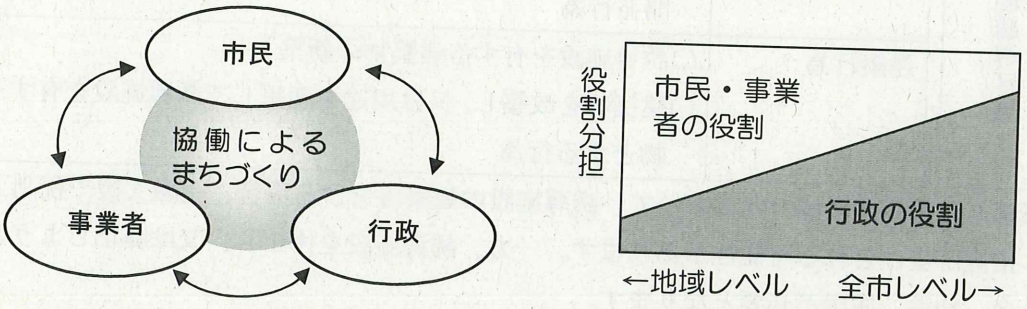

（１）まちづくり活動の主体づくり

市民によるまちづくり活動を促進するため、「向日市まちづくり条例」に定められた「地区まちづくり計画」と「テーマ型まちづくり計画」の制度の活用を推進します。

また、市民と行政との橋渡しとなる市民協働センター「かけはし」を活用し、市民がまちづくりに主体的に関われる仕組みづくりに取り組むとともに、まちづくりに関するＮＰＯやボランティア組織などの活動支援、担い手の育成を進めます。

（２）まちづくりに関わる情報の提供

市が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設等の事業実施の必要性・効果などの理解を促すため、必要な情報を適切に提供するよう努めます。

また、まちづくりに関わる組織・団体の活動内容や学習会の開催案内など、市民が主体となったまちづくりを支援する視点から、有効な情報の提供に努めます。

2　都市計画行政の着実な推進

本計画は、都市計画の目標や方針を示しており、今後、この計画に沿い都市計画の決定・変更や個別計画の立案、事業などを進めていきます。

また、限られた財源の中で着実に都市計画行政を進めていくため、各種事業等の実施にあたっては自主財源の確保や各種支援制度を積極的に活用するとともに、公共施設の整備・保全や市街地における商業、福祉などの各種都市機能の整備に、民間企業のノウハウや資本等を活用する官民連携の導入を促進します。

3　都市計画マスタープランの進行管理

（1）計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、都市計画、土木、建築、環境など、さまざまな行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められることから、庁内における総合調整の場などを活用し、効果的に施策・事業を推進していきます。

また、主な整備構想等（重点プロジェクト）を中心に、P(計画)・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（＝マネジメントサイクル）を導入し、計画の進行管理を図ります。

（2）都市計画マスタープランの見直し

本計画は、概ね 10 年後の令和 12 年３月を目標としていますが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。

このため、必要に応じて計画の見直しを行います。また、見直しにあたっては、広く市民意見を聴取する機会を設けていきます。